

令和9年度滑川町保育施設入所選考基準表

○基本点数

種別	番号	項目	点数	父	母
就労・就学	1	労働時間	1か月に170時間以上の労働	10	
	2		1か月に160時間以上の労働	9.5	
	3		1か月に150時間以上の労働	9	
	4		1か月に140時間以上の労働	8.5	
	5		1か月に130時間以上の労働	8	
	6		1か月に110時間以上の労働	7	
	7		1か月に90時間以上の労働	6	
	8		1か月に64時間以上の労働	5	
	9	在学・職業訓練	教育施設への在学・職業訓練	1～8を準用	
求職	10	求職中	現在労働をしておらず、求職中	1	
	11		1か月に64時間未満の労働をしており、求職中	3	
父・母不在	12	ひとり親世帯	死亡・離婚・行方不明等	10	
出産	13	出産関係	出産(予定日)が属する月及び該当月の前後2か月	10	
疾病・障害	14	疾病	児童の保育が完全に不可能な状況	10	
	15		児童の保育が困難な状況	8	
	16		児童の保育が部分的に困難な状況	6	
	17	障害	身体障害者手帳1・2級、療育手帳○A・A、精神障害者保健福祉手帳1級	10	
	18		身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級	8	
	19		身体障害者手帳4級以下、療育手帳C、精神障害者保健福祉手帳3級	6	
介護・看護	20	介護・看護	1か月に170時間以上の介護・通院付添等	10	
	21		1か月に160時間以上の介護・通院付添等	9.5	
	22		1か月に150時間以上の介護・通院付添等	9	
	23		1か月に140時間以上の介護・通院付添等	8.5	
	24		1か月に130時間以上の介護・通院付添等	8	
	25		1か月に110時間以上の介護・通院付添等	7	
	26		1か月に90時間以上の介護・通院付添等	6	
	27		1か月に64時間以上の介護・通院付添等	5	
災害	28	災害	火災、風水害で家屋損傷その他災害復旧	10	
家庭内暴力	29	家庭内暴力	家庭内暴力により保育を行うことが困難であると認められる状態	10	
虐待	30	虐待	児童虐待の恐れがあると認められる状態	10	
育児休業	31	育児休業	育児休業の間に引き続き保育施設の利用が必要である場合(継続のみ)	9	
その他	32	その他	上記の状況に類するものとして町長が認める場合	0～10	

【基本点数について】

- 1 父母それぞれの点数を合算して世帯の点数とする。
- 2 父あるいは母の状況が複数の項目に該当する場合は、原則として点数の高い状況を取り、世帯の点数とする。
- 3 労働時間に通勤時間は含まない。

○調整点数（世帯）

種別	番号	項目			世帯
世帯の状況	1	被保護世帯	生活保護受給世帯	10	
	2	ひとり親世帯	父子、母子世帯（離婚調停中（同居している場合を除き、事実確認ができる書類の提出がある場合）含む。）	8	
	3	同居祖父母（65歳未満）の状況	保育ができない事由を持たない65歳未満の同居祖父母がいる場合	-5	
	4	虐待・家庭内暴力	虐待や家庭内暴力の恐れがあると認められ、社会的養護が必要な場合	10	
	5	世帯主又は生計中心者の失業	世帯主又は生計中心者の失業により、就労の必要性が高いと認められる場合	2	
児童の状況	6	兄弟・姉妹	保育施設に入所中の兄弟・姉妹有（申請児童本人が入所状態である場合は除く）	1	
	7	多胎児	双子等が同時に申し込む場合（3つ子以上は1点）	0.5～1	
	8	認可外保育施設等在籍	認可外保育施設等に有償で保育されていることを常態	1	
	9	幼稚園施設在籍	幼稚園・認定こども園の幼稚園部分に預けていることを常態（申請時点で滑川町に在住）	1	
	10	障害児	児童が障害を有する場合	1	
	11	地域型保育給付施設の卒園児童	地域型保育給付施設を卒園予定	3	
その他	12	転所希望	すでに保育施設を利用しており、転所を希望している場合（町外の保育施設から町内の保育施設に通所させるための転所希望及び番号13を除く。）	-0.5	
	13		兄弟・姉妹を同一の園に通所させるための転所希望	2	
	14	入所辞退	同一年度内に保育所等への入所を辞退した場合（町長がやむを得ない事由があると認めた場合を除く）	-0.5	
	15	育児休業明け	育児休業を取得しており、児童の入所に合わせて就労先への復帰を予定している場合	1	
	16	保育料	正当な理由が無く同一世帯の保育料を6か月以上滞納している場合	-10	
	17		正当な理由が無く同一世帯の保育料を3か月以上滞納している場合	-5	
	18	待機期間	保育所入所申込みを行い、1年以上待機児童となっている場合（転所及び入所辞退した場合は除く）	1	
	19	その他	児童福祉等の観点から特に調整が必要とされる場合	10	

○調整点数（父母の状況）

種別	番号	項目		点数	父	母
労働状況	33	保育士等	保育士資格等を有し、町内保育施設に復職予定又は内定している	10		
労働状況	34	保育士等	保育士資格等を有し、町外保育施設に復職予定又は内定している	5		
疾病の状況	35	疾病の状況	指定難病	1		

【調整点数について】

- 1 調整点数（世帯）の加算・減算は父母の合計点数に対して行う。
調整点数（父母の状況）の加算については父母それぞれの点数に対して行う。
- 2 各項目は重複して加減算する。
- 3 調整点数は、保護者からの申請に基づき、必要な書類が提出された場合等に適用する。
- 4 同居者については、生計を共にしていれば住所が別でも同居者に含む場合がある。
また、世帯が別でも、同一住所地または同一敷地内の別建物に居住であれば同居とみなす。

【同一点数世帯の優先順位】

- 1 母子・父子のみの世帯、生活保護世帯
- 2 養育している未就学児の人数が多い世帯
- 3 同世帯に障害者がいる世帯
- 4 基本点数が高い世帯
- 5 入所待機期間が長い世帯
- 6 保育料の滞納がない世帯
- 7 主たる保育者が滑川町に住民登録し、引き続き居住している期間が長い世帯（直近の住民登録日から算定）
- 8 児童が属する世帯の保育料算定根拠となる住民税所得割額が少ない世帯
- 9 主たる保育者の勤務年数が長い世帯